

令和7年度軽減基準額

●令和7年度からの計算方法

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円

5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋

（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円＋30.5万円×（被保険者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋

（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円＋56万円×（被保険者数）

※1 給与収入が55万円より大きい（専給収入は除く）もしくは

年金収入が65歳未満の場合は60万円より大きい、65歳以上の場合は125万円より大きい者。

●軽減判定基準額

7割軽減		被保険者数						
		1	2	3	4	5	6	7
給与所得者等の数	0・1	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000
	2	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
	3	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000

5割軽減		被保険者数						
		1	2	3	4	5	6	7
給与所得者等の数	0・1	735,000	1,040,000	1,345,000	1,650,000	1,955,000	2,260,000	2,565,000
	2	835,000	1,140,000	1,445,000	1,750,000	2,055,000	2,360,000	2,665,000
	3	935,000	1,240,000	1,545,000	1,850,000	2,155,000	2,460,000	2,765,000

2割軽減		被保険者数						
		1	2	3	4	5	6	7
給与所得者等の数	0・1	990,000	1,550,000	2,110,000	2,670,000	3,230,000	3,790,000	4,350,000
	2	1,090,000	1,650,000	2,210,000	2,770,000	3,330,000	3,890,000	4,450,000
	3	1,190,000	1,750,000	2,310,000	2,870,000	3,430,000	3,990,000	4,550,000

※ 擬制世帯は、擬主の所得を加えて計算する。

※ 特定同一世帯所属者がいる世帯は、特定同一世帯所属者の人数及び所得を加えて計算する。

※ 65歳以上の者で公的年金所得がある場合は、年金所得から15万円を控除して軽減判定所得を求める。

※ 専従者控除がある場合は、控除前の所得で判定し、専従者給与所得は判定に含めない。

※ 土地・建物の譲渡所得がある場合は、特別控除適用前の所得で判定する。

根拠法令

国民健康保険施行令第29条の7（市町村保険料の賦課に関する基準）

倉敷市国民健康保険条例第15条（保険料の減額）

倉敷市国民健康保険条例附則9（年齢65歳以上の者の15万円控除）